

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6 月26日

【会社名】 株式会社Kids Smile Holdings

【英訳名】 Kids Smile Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中西 正文

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田一丁目 3 番 8 号

【電話番号】 03-6421-7015

【事務連絡者氏名】 専務取締役 田上 節朗

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田一丁目 3 番 8 号

【電話番号】 03-6421-7015

【事務連絡者氏名】 専務取締役 田上 節朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2023年6月25日の第5回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の変更及び現状及び今後の事業展開を踏まえた事業目的の追加並びに、これら変更に伴う条数の変更、条文の加除のほか、字句の修正等所要の変更。

第2条（目的）、第4条（機関）、第5条（公告方法）、第19条（取締役の員数）、第20条（取締役の選任）、第21条（取締役の任期）、第22条（代表取締役及び役付取締役）、第23条（重要な業務執行の決定の委任）、第25条（取締役会招集の通知）、第26条（取締役会の決議の方法）、第27条（取締役会の決議の省略）、第28条（取締役会議事録）、第30条（取締役の報酬等）、第33条（常勤の監査等委員）、第34条（監査等委員会招集の通知）、第35条（監査等委員会の決議の方法）、第36条（監査等委員会議事録）、第37条（監査等委員会規程）、附則第2条に関する定款規程を変更する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

中西正文、土居亜由美、田上節朗、内田恭子の各氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

徳光悠太、神成尚史、波田野馨子の各氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

年額30百万円以内とするものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

森博司、古西桜子、渡辺拓也の各氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	25,462	43	0	(注) 1	可決 97.74
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件					
中西 正文	25,373	132	0	(注) 2	可決 97.39
土居 亜由美	25,372	133	0		可決 97.39
田上 節朗	25,372	133	0		可決 97.39
内田 恭子	25,363	142	0		可決 97.36
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
徳光 悠太	25,380	125	0	(注) 2	可決 97.42
神成 尚史	25,376	129	0		可決 97.41
波田野 馨子	25,379	126	0		可決 97.42
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額決定 の件	25,355	150	0	(注) 2	可決 97.32
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬額決定の 件	25,364	141	0	(注) 2	可決 97.36
第6号議案 退任監査役に対し退 職慰労金贈呈の件	25,341	164	0	(注) 2	可決 97.27

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。